資料２

第3回 金融審議会
資金決済制度等に関するワーキング・グループ

外国の金融機関等のシンジケートローン参加について

2024年10月24日
都銀懇話会（株式会社三菱UFJ銀行）

三菱UFJ銀行

世界が進むチカラになる。
MUFG

1. はじめに

本邦企業における外貨資金需要の増加に対する、シンジケートローンを活用した外国の金融機関等による本邦内貸付許容

現状の課題

- 本邦企業のグローバル展開加速（含む大型M&A等）により、外貨の資金需要が増加傾向（一部企業は、海外市場で外債を発行）
- 外貨預金保有量が限定的な本邦金融機関のみでは、貸出可能な外貨金額に限界がある。また、外貨貸出余力のある外国の金融機関等による本邦内での貸出は、現行貸金業法上では困難（貸金業法上の登録（本邦内での拠点設置、専任人員の配置等）が不可欠）

⇒ **本邦企業の海外事業展開を支える金融面でのインフラ構築・枠組み整備が必要**

目指すべき方向性

- 外国の金融機関等の本邦企業への貸出を可能とするため、消費者（借入人）保護の観点において、当該外国の金融機関等が本邦企業に対して、違法な資金回収や担保処分等を独断で行えないような枠組みが必要

⇒ **複数の貸付人が単一の契約のもとで、貸付人間の団体性・公平性が確保される「シンジケートローン」を活用**

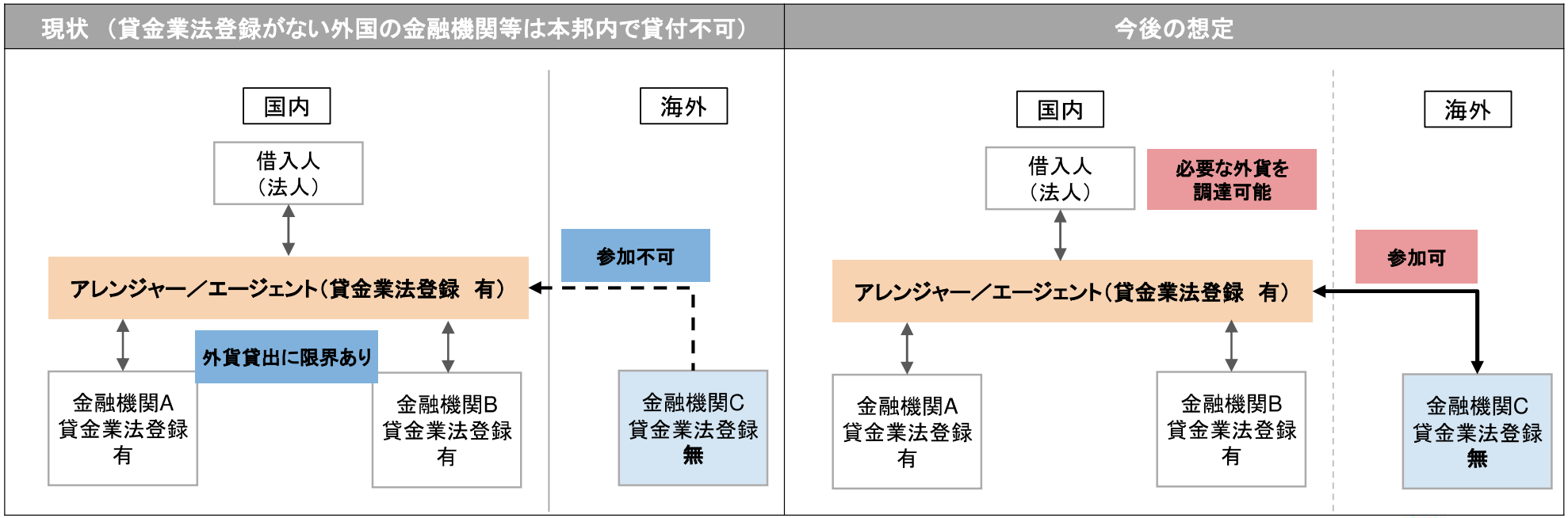

2. 本邦企業の外貨資金調達需要について①

本邦企業のグローバル展開加速に伴う、現地での運転資金調達需要の顕在化

- ■ 本邦企業の海外事業展開が進む中、海外事業に必要な外貨資金の調達需要が高まっており、過去の金融危機や、海外情勢に影響されやすい為替市場の動向を踏まえて、外貨調達を検討している本邦企業は多い
- ■ しかし、現状の外貨調達手法は、一部外債発行が可能な大企業群を除き、原則、本邦金融機関（特に大手都銀）からの調達が中心
- ■ 今後更に増加する外貨調達需要に、金融機関として円滑に応えるためにも、**外貨拠出力のある外国の金融機関等を本邦に呼び込む仕組みづくり**が求められる

〈外貨資金調達需要に係るヒアリング内容（※）〉

本邦企業	外貨資金需要有無	外貨資金需要について	現在の外貨調達手法	外貨建ローン調達時の借入主体・調達金融機関
自動車サプライヤー	有	• 日本国内回帰の動きも一部あるが、米国・中国・インド等の巨大市場は魅力的 • そこで事業活動を行うための外貨資金需要は継続して大きい	• 外部格付取得先は、本邦外債や現地での債券発行など • 外部格付未取得先は、都銀の海外現地拠点からの借入や日本からの親子ローンによる調達	• 借入主体：本邦本社や海外子会社 • 調達金融機関：大手は外銀からの調達も可能だが、中堅以下は現地で外銀と接点を取る事が実務上困難で、都銀からの調達に限定
大手ノンバンク	有	• 国内事業が頭打ちである中、海外への投融資は増加傾向であると認識しており、外貨調達力の強化は重要な問題 • 直接調達では、海外金融機関へのアクセスが容易でないことと、調達コストも高いため、銀行からの間接調達に期待	• 米国子会社では、米国での直接調達（債券発行）がメイン • 本邦や海外現法では、銀行からの間接調達がメイン。海外現法の調達は親子ローンや都銀の現地拠点からの借入も併用	• 借入主体：本邦本社や海外現法 • 調達金融機関：都銀中心 • 主力行からの調達が多いが、一部の都銀は、外貨支援のハードルが高く、取引金融機関の裾野拡大は、財務上重要なテーマ
大手デベロッパー	有	• 海外の開発案件において外貨は必要。コーポレート調達において、外貨需要が増加傾向にある • 増加する外貨需要を踏まえて、調達方法を検討していきたい	• 直接調達から間接調達まで幅広く活用。外債も発行しているが、銀行からの調達が多い	• 借入主体：本邦本社や海外現法 • 調達金融機関：都銀中心。一部の都銀では、外貨拠出に係る採算目線が上がっているため、地銀活用など他の調達先を検討中

（※）一部の本邦企業にヒアリングした内容のため、全ての本邦企業の需要に合致する内容ではない点につき、ご留意下さい

MUFG

2. 本邦企業の外貨資金調達需要について②

本邦グローバル大企業による大型In-Out型M&Aへの対応／別途進行中の大型案件も存在

主な大型M&Aパーマネントファイナンス（2014年度以降の案件を買収額順に並べ替え、銀行・生保を除く）

#	買収企業（親会社含む）	被買収企業	公表日	買収額[1]（億円）	主な調達手段（上段：時期／下段：金額）								外貨調達割合[5]（相対除く）
					シニア				ハイブリッド				
					シローン	JBICローン[2]	国内債	外債	シローン	JBICローン[2]	国内債	外債	
1	製薬	製薬（愛蘭）	18/5/8	68,000	2018/6 $7,500M	2018/12 $3,700M	-	2018/11 $5,500M €7,500M	2018/10 5,000億円 （⇒右記へ）	-	2019/5 5,000億円	-	88%
2	情報・通信	半導体設計（英）	16/7/18	33,000	2017/11 2.65兆円	-	-	2017/9 $3,350M €2,250M	2017/11 840億円	-	2016/9 4,710億円[3]	2017/7 $4,500M	31%
3	小売	小売（米）	20/8/3	22,000	-	-	2020/11 3,500億円	2021/1 $11,900M	-	-	-	-	83%
4	食品	酒類（米）	14/1/13	16,500	2014/8 2,000億円	2014/9 $1,000M	-	2014/9 $1,000M	2014/8 500億円 $500M	2014/7 500億円 $1,500M	-	-	65%
5	食品	酒類（豪）	19/7/19	12,000[4]	-	-	2020/10 1,000億円	2017/9 €1,800M	-	-	2020/10 3,000億円	-	41%
6	食品	酒類（英）	16/4/19 16/12/13	計 11,800	2016/12 2017/11 2,195億円	-	2017/6 2,800億円	2017/9 €1,200M	-	-	-	-	27%
7	損害保険	損害保険（米）	15/6/10	9,400	2015/11 $960M	2015/11 $1,440M	-	-	-	-	-	-	100%
8	半導体	ソフトウェア（豪）	24/2/15	8,897	2024/5 1兆円	-	-	-	-	-	-	-	0%
9	製薬	バイオ医薬品（米）	23/5/1	8,000	-	2023/9 $500M	2023/8 2,000億円	-	-	-	-	-	26%
10	電気機器	ソフトウェア（米）	21/4/23	7,790	-	-	-	-	-	-	2021/10 4,000億円	-	0%
11	半導体	半導体製造（米）	18/9/11	7,330	2019/1 8,970億円	-	-	-	-	-	-	-	0%
12	製薬	製薬（米）	17/1/9	6,300	2018/3 1,135億円	2018/3 $1,500M	-	2017/7 $500M	-	-	-	-	71%
13	半導体	半導体製造（英）	21/2/7	6,240[4]	2021/12 960億円	2021/12 1,440億円	-	-	-	-	-	-	0%

（注）1. 各社公表時の為替レートを元にした概算値
2. JBICからのダイレクトローン及び（市中銀行を介した）2ステップローンが対象
3. うち4,000億円は個人向けハイブリッド債
4. 別途公募増資等、資本調達有
5. 1$= 140円、1 €＝155円で試算

（出所）各社公表資料より作成（一部推定）

MUFG

3. シンジケートローン形態を活用する効果

団体性・公平性が維持されるシンジケートローンの特徴

- シンジケートローンは、複数の金融機関が一つの契約に基づいて貸出をする形態で、その契約において、団体性が維持され、貸付人間は平等に扱われる。つまり、一部の貸付人による抜け駆け的な資金回収は、契約上原則認められておらず、貸付人は契約条文に基づいた対応が求められる
- また、契約締結後は、借入人と貸付人の間に、エージェントという事務代理人が設置され、善管注意義務のもとで取り纏め実務を行っていることから、借入人・貸付人双方にとっては安定的・中立的な実務運営が期待できる
- 貸金業法上の登録が無い外国の金融機関等が本邦企業へ貸出を行えるようにするために、当該シンジケートローンの仕組みを活用する事により、貸金業法の立法趣旨である借入人保護を実現しつつ、借入人にとって外貨調達余力の極大化を図ることができる

〈シンジケートローンにおける実務（外国の金融機関等が参加可能となった場合のイメージ）〉

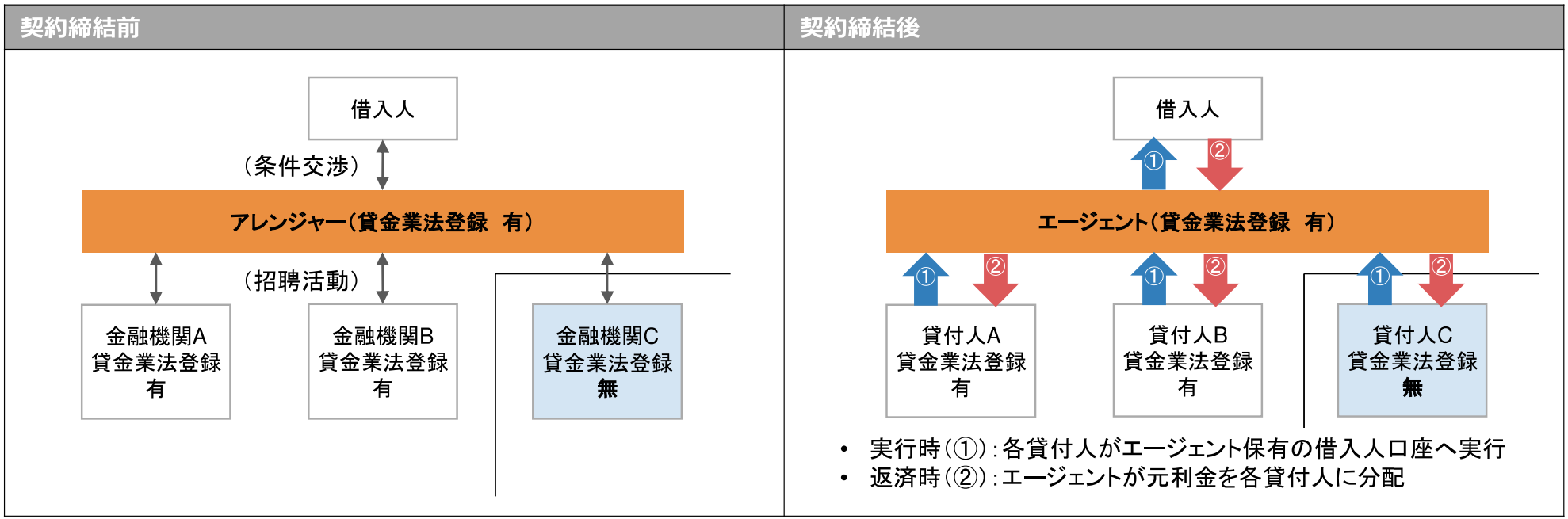

MUFG

4. 本邦企業におけるシンジケートローンの活用

大企業を中心とした資金調達手法として、一般的となったシンジケートローン

■ シンジケートローンは、借入（ローン）形態において、複数の金融機関から単一の契約にて同一時期・同一経済条件で調達が可能であるというメリットにより、本邦において、2000年以降、組成金額・件数が増加。社債発行と並ぶ資金調達手法として定着

〈本邦シンジケートローン組成金額・社債発行金額（概算値）及び件数の推移（※）〉

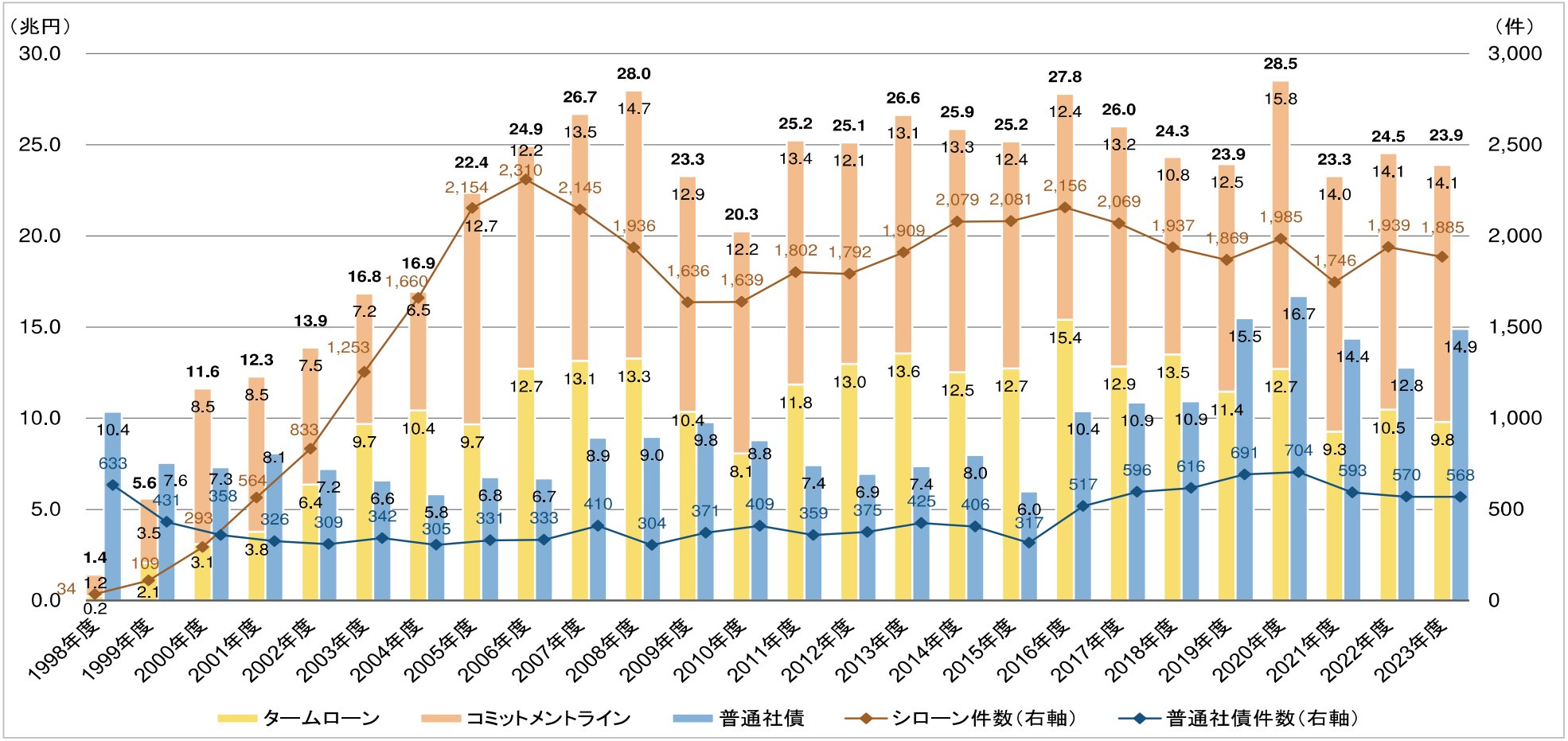

（※）各社公表資料より作成

MUFG

【Appendix】シンジケートローンとは

- シンジケートローンとは、借入人の資金調達需要に対して、アレンジャーが複数の金融機関を取り纏めてシンジケート団を組成し、1つの契約書に基づいて貸出を行う融資形態を言います
- アレンジャーは、シンジケートローン組成に至るまでの、参加行との条件交渉、契約締結事務等を担い、組成後はエージェントとして期中の貸出実行・元利金の受払い等の事務手続きを行います
- 資金調達事務を、アレンジャー及びエージェントにアウトソースすることにより、財務セクションにおける事務の効率化に資するものと考えます

シンジケーション方式と相対取引の違い

通常の相対取引（バイラテラル方式）

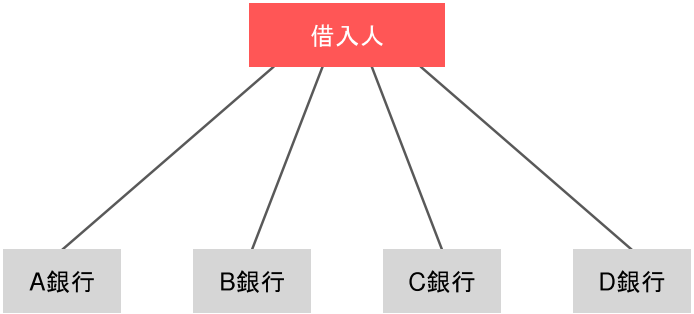

- 借入各行と個別に交渉し契約締結
- 調達条件は銀行毎に異なる
- 貸付人が個別に借入人宛に債権回収も可能

シンジケーション方式

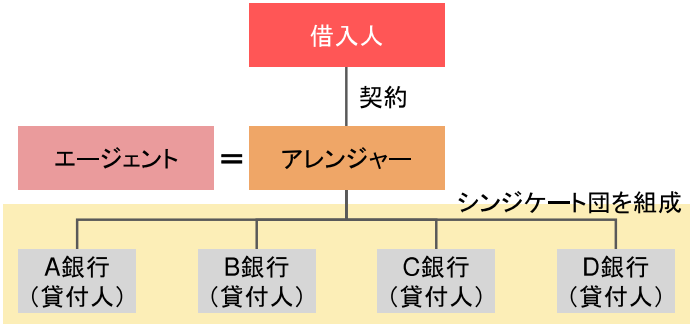

- アレンジャーが各貸付人との交渉を実施
- 調達条件は全貸付人同一
- 債権回収は契約に基づき抜け駆け禁止

シンジケーション方式におけるアレンジャー&エージェント各々の役割

		役割
アレンジャー	組成時（契約締結前）	**シンジケーション・プロセスのとりまとめ** ■ シンジケーション戦略の立案 ■ ファイナンススキームの検討 ■ 参加行の募集、シンジケート団の組成 ■ 融資契約書の作成、参加行との調整
エージェント	組成後（契約締結後）	**期中事務・管理のとりまとめ** ■ 貸出の実行、回収、金利の受払等の事務処理 ■ 各貸付人に対する通知の受渡事務

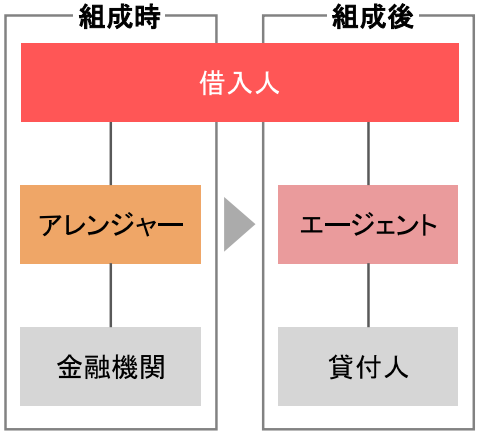

MUFG